

【イギリス】2018年自動運転車及び電気自動車法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2018年7月、自動運転車及び電気自動車法が制定された。同法は、自動運転車による事故について保険業者の責任等を規定した第1部と、電気自動車の充電設備整備に係る国務大臣の規則制定権について規定した第2部等で構成されている。

1 概要

2018年7月、2018年自動運転車及び電気自動車法¹（以下「2018年法」）が制定された。政府は、2017年11月に発表した白書『産業戦略：未来に適応するイギリスの構築』²においても、2021年までに完全自動運転車の道路走行を実現するという目標や、電気自動車支援策として充電施設整備に4億ポンド³を投資することを表明していた。

2018年法は、第1部「自動運転車：保険業者の責任等」（第1条～第8条）、第2部「電気自動車：充電」（第9条～第19条）、第3部「雑則」（第20条～第23条）という本則のほか、関係法令について所要の改正を行う附則の全3部23か条附則1編から成る。

2 自動運転車に関する規定

(1) 2018年法の対象

自動運転車とは、移動の全部又は一部について、人間の監視又は介入なしに運転する機能を持つ車両のことである⁴。2018年法は、イギリス⁵の道路その他の公共の場所における自動運転車による事故を対象として（第2条）、以下の規定を設けている。

(2) 保険業者の責任等

2018年法は、自動運転車も強制的自動車保険の対象とした⁶。2018年法に基づく保険業者の支払うべき補償金は、従来の強制的自動車保険と比較すれば、運転者の損害も含むよう拡大されている（第2条）。これは、自動運転車の場合、事故が人間の過失ではなく、車両自体の故障によって発生し得ることによる。

他方、保険業者の責任は、自動運転車のソフトウェアが保険契約に違反して変更された、又は、安全面で非常に重要なソフトウェアの更新が行われなかったために生じた事故に関しては、免除又は制限される場合がある（第4条）。

(3) 関係法令との調整

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ Automated and Electric Vehicles Act 2018 c.18. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/18/contents>>

² Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *Industrial Strategy: building a Britain fit for the future*, 27 November 2017. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/664563/industrial-strategy-white-paper-web-ready-version.pdf>

³ 1ポンドは、約147円（平成30年12月分報告省令レート）である。

⁴ *Commentary on provisions of Bill/Act, Automated and Electric Vehicles Act 2018*. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/18/notes/division/6/index.htm>>

⁵ ここでは、イングランド、ウェールズ、スコットランドを指し、北アイルランドには適用されない。

⁶ イギリスでは、自動車保険のうち、対人・対物賠償については強制保険とされている。「英国自動車保険」Japan England Insurance Brokers Limited ウェブサイト <<http://jeib.co.uk/personal/car-insurance/car-insurance-in-the-uk/>>

2018年法は、自動運転車による事故に関して、既存の法律との調整も図っている。

例えば、不正行為、不注意又は義務の不履行によって被害者が死亡した場合に、被害者の扶養者の被害回復を認める1976年死亡事故法⁷に関して、自動運転車による事故の原因が、同法に定める「不正行為、不注意又は義務の不履行」に該当する場合には、同法を適用することとした（第6条）。また、自動運転車による事故に関して出訴期限を設けるために、1980年出訴期限法⁸及び1973年時効及び出訴期限（スコットランド）法⁹の一部を改正した（附則）。

3 電気自動車に関する規定

(1) 2018年法の前提

2018年法の定める電気自動車には、水素自動車も含まれる。ここでいう水素自動車は、水素を電気エネルギーに変換して車両に電力を供給する燃料電池を搭載したものである。2018年法は、電気自動車の大規模な市場への参入支援には、電気自動車の充電設備及び水素自動車の水素補給設備の大幅な増加が必要という認識に基づいている。

(2) 充電設備関連業者の義務

一般向けの充電設備（及び水素補給設備）に関わる業者は、国務大臣の定める規則に基づき、①適切かつ統一された、充電設備へのアクセス方法及び支払方法を提供すること、②どの設備でも充電が可能となるよう、充電設備のコネクタ又はソケットの相互運用性を保障すること、③利用可能時間の延長と信頼性向上を目的として、設備の稼働及び管理を行うことを義務付けられる（第10条）。

(3) 大規模燃料小売業者・サービスエリア運営業者の義務等

大規模な燃料小売業者及びサービスエリア運営業者は、国務大臣の定める規則に基づき、一般向けの充電設備の提供及び管理を行い、公衆の簡便なアクセスを可能とするよう義務付けられる（第11条）。

ロンドン市長及び（主要都市とその周辺自治体で構成される）合同行政機構の首長は、上記規則を定めるよう、国務大臣に要求することができる（第12条）。ただし、要求ができるのは、ロンドン又は当該機構の区域内の大規模な燃料小売業者に関わる場合に限定される。国務大臣は、首長からの要求があれば、規則制定について検討しなければならない。制定しないと決定した場合、要求を行った首長にその理由を通知しなければならない。

(4) その他の規則に関する国務大臣の権限

国務大臣は、以上の業者に対する規則のほか、①一般向けの充電設備について利用可能な情報の内容及び形式を統一するための規則（第13条）、②所定の要件を満たさない場合、イギリス（この規定は、北アイルランドにも適用される。）における充電設備の販売及び設置を禁止する規則（第15条）、③以上の規定の遵守を徹底するため、民事罰等を設ける規則についても、制定する権限を与えられている（第16条）。

参考文献

・ *Explanatory Notes, Automated and Electric Vehicles Act 2018*. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/18/notes/division/1/index.htm>>

⁷ Fatal Accidents Act 1976 c.30. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1976/30/contents>>

⁸ Limitation Act 1980 c.58. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/58/contents>>

⁹ Prescription and Limitation (Scotland) Act 1973 c.52. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1973/52/contents>>